

第 30 回総会議事録

(令和 4 年 12 月 26 日開催)

横浜市中央農業委員会

横浜市中央農業委員会 第7期第30回総会 議事録	
日 時	令和4年12月26日（月）午後2時00分～午後4時5分
開催場所	都筑区総合庁舎6階会議室
出席者の状況	総委員数 19名 出席委員数 16名 欠席委員数 3名 ※別添出欠状況表のとおり
開催形態	公開（傍聴者0人）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について</p> <p>第2号議案 農地法第3条の土地の競（公）売買受適格証明について</p> <p>第3号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第4号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第5号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第8号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について</p> <p>第9号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について</p> <p>第10号議案 横浜農業振興地域整備計画の第90回農用地利用計画変更について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について</p> <p>第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第5号 農地の転用事実に関する照会文書の回答について</p> <p>第6号 農業委員会が発行した11月分扱い諸証明の確認について</p> <p>第7号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>第8号 横浜市中央農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者を選定するための基準について</p>
審議結果	<p>第1号議案</p> <p>21番 許可</p> <p>22番 許可</p> <p>23番 許可</p> <p>24番 許可</p> <p>第2号議案</p> <p>4番 証明発行</p> <p>5番 証明発行</p> <p>第3号議案</p> <p>24番 許可相当</p> <p>25番 許可相当</p>

第4号議案

27番 許可相当

28番 許可相当

29番 許可相当

第5号議案

52番 証明交付

53番 証明交付

54番 証明交付

55番 証明交付

56番 証明交付

57番 証明交付

58番 証明交付

59番 証明交付

60番 証明交付

第6号議案

16番 利用確認

17番 利用確認

第7号議案

4番 承認

第8号議案

12番 証明発行

13番 証明発行

14番 証明発行

15番 証明発行

第9号議案

12番 協力

13番 協力

14番 協力

15番 協力

16番 協力

17番 協力

18番 協力

19番 協力

20番 協力

21番 協力

22番 協力

23番 協力

24番 協力

25番 協力

26番 協力

	<p>27番 協力 28番 協力 29番 協力 30番 協力 31番 協力</p> <p>第10号議案 議案書のとおり</p>
議 事	
	<p>(開会 午後2時00分)</p>
事務局	<p>事務局から出席状況（出席委員16名、欠席委員3名）を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告する。</p> <p>横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、角田 昇会長が議長となる。</p>
議長	<p>それでは、ただ今から第30回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号3番 金子 利一委員、4番 坂田 清一委員にお願いします。</p> <p>それでは、第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。</p> <p>21番について、事務局から説明して下さい。</p>
事務局	<p>譲受人は緑区鴨居町と東本郷町で露地野菜栽培を行っている方です。申請地につきましては現在利用権制度を用いて耕作しておりますが、今回所有者と話がまとまり売買による所有権移転を希望されることとなりました。</p> <p>譲受人世帯としての経営農地は39aあり、緑区の下限面積30aを超えています。全部効率要件については、経営農地につきましては全て適正に耕作されていることを現地調査で確認しております。</p> <p>申請地では現在と同様に露地野菜栽培を予定しています。</p> <p>通作距離についても車で5分と問題なく、申請者本人は年間200日程度従事しており常時従事日数の観点からも問題ありません。周辺との調和要件の点でも、農地法第3条第二項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。</p>
議長	<p>21番について、地区担当の小原推進委員の意見はいかがですか。</p>
小原推進委員	<p>先日事務局と現地調査を行いました。耕作は良好にされており何ら問題ありません。</p>
議長	<p>21番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>他の委員の意見が無いようですので、21番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、21番は許可と決定します。
続いて、22番について事務局から説明してください。

事務局 譲受人は緑区小山町で露地野菜及び果樹栽培を行っている方です。農業がやりきれなくなっている譲渡人と農業規模拡大の意向のある譲受人との間で話がまとまり今回の申請に至りました。

譲受人世帯としての経営農地は102aあり、緑区の下限面積30aを超えています。全部効率要件については、経営農地につきましては全て適正に耕作されていることを現地調査で確認しております。

申請地では他の経営農地と同様に露地野菜及び果樹の栽培を予定しています。

通作距離についても車で5分と問題なく、申請者本人は年間300日程度従事しており常時従事日数の観点からも問題ありません。周辺との調和要件の点でも、農地法第3条第二項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。

議長 22番について、地区担当の小島委員の意見はいかがですか。

小島委員 ご家族で農業をされており、農地もきれいに使っているので問題ありません。

議長 22番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
他の委員の意見が無いようですので、22番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、22番は許可と決定します。
続いて、23番について事務局から説明してください。

事務局 こちらの案件は、親から子への世帯内贈与の案件です。譲受人世帯は、港北区内で主にナシやブドウを育てています。申請地は現在、露地野菜畑として利用されており、今後も露地野菜畑として利用されるとのことです。

世帯の経営面積は98aで、港北区の下限面積30aを超えています。譲受人本人は年間300日程度従事しており常時従事日数の観点からも問題ありません。農地は全て良好に耕作されており、通作距離及び周囲との調和要件についても現在の耕作地のため問題ありません。

以上、農地法第3条第二項各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。

議長 23番について、地区担当の小山推進委員の意見はいかがですか。

小山推進委員

浜なしの生産者として有名な方です。現在は譲受人がメインで譲渡人がサポートする形で営農されています。大変熱心に耕作されており、何ら問題はありません。

議長

23 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見が無いようですので、23 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、23 番は許可と決定します。

続いて、24 番について事務局から説明してください。

事務局

譲受人は緑区鴨居町で果樹栽培を行っている方です。農業がやりきれなくなっている譲渡人と農業規模拡大の意向のある譲受人との間で話がまとまり今回の申請に至りました。

譲受人世帯としての経営農地は 79 a あり、緑区の下限面積 30 a を超えています。全部効率要件については、経営農地につきましては全て適正に耕作されていることを現地調査で確認しております。

申請地では他の経営農地と同様に果樹栽培を予定しています。

通作距離についても車で 10 分と問題なく、申請者本人は年間 300 日程度従事しており常時従事日数の観点からも問題ありません。周辺との調和要件の点でも、農地法第 3 条第二項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。

議長

24 番について、地区担当の小原推進委員の意見はいかがですか。

小原推進委員

不耕作地をオリーブ畑にされている方です。まだ収穫には至っていませんが、いずれはオリーブオイルを搾る工場を確保することも考えており、大変熱心にされている方です。

議長

24 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

他の委員の意見が無いようですので、24 番について許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、24 番は許可と決定します。

続いて、第 2 号議案「農地法第 3 条の土地の競（公）売買受適格証明について」審議します。4 番について、事務局から説明してください。

事務局

申請地は横浜地方裁判所で競売が予定されています。競売の入札に際して、農地法第3条の買受適格証明が必要となるため、入札を希望している譲受人より、証明願の申請がありました。

申請者は相模原市内の生産緑地及び調整区域の農地 約 48 a を所有し、露地野菜及び果樹を栽培しております。申請地までの通作距離は車で約 24 分、常時従事者数は 3 名、青葉区の下限面積 30 a も超えております。また、相模原市農業委員会の耕作証明及び耕作地の写真も添付されており、営農上も問題は無いと思われま

す。周囲との調和要件についても問題ありません。

所有農地及び営農計画等については、申請時に地区担当の吉濱委員に同席いただき、ヒアリングの上、受付しています。

以上、農地法第3条第二項の各号に該当しないため、証明書交付は妥当であると思われま

す。なお証明書が発行され落札された場合、今回で農地法3条の審議は済んでいるため、許可書の発行につきましては事務的にいき、その後の総会で報告します。

議長

4番について、地区担当の吉濱推進委員の意見はいかがですか。

吉濱推進委員

申請時にお話を伺いました。今回の取得に至った事情を伺ったところ、現在の農地の周辺が開発されて営農しづらくなってしまうため、農地を探していたとのこと

議長

4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、4番について証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、4番は証明発行することと決定します。

続いて、5番について、事務局から説明してください。

事務局

本件は先ほどの4番と同じく競売による買受適格証明願の申請です。

申請者は、自宅から車で約 40 分の距離にある大和市の農地約 24 a を借りてサツマイモなどの露地野菜を栽培しております。申請地までの通作距離は車で約 20 分、常時従事者数は 3 名、取得後の経営面積は青葉区の下限面積 30 a を超えております。また、大和市農業委員会の耕作証明及び耕作地の写真も添付されており、営農上も問題は無いと思われま

す。周囲との調和要件についても問題ありません。所有農地及び営農計画等については、申請時に地区担当の吉濱委員に同席いただき、ヒアリングの上、受付しています。

以上、農地法第3条第二項の各号に該当しないため、証明書交付は妥当であると思

われます。

なお証明書が発行され落札された場合、今回で農地法3条の審議は済んでいるため、許可書の発行につきましては事務的にいき、その後の総会で報告します。

議長

5番について、地区担当の吉濱推進委員の意見はいかがですか。

吉濱推進委員

申請時にお話を伺いました。大和市で主にサツマイモを栽培されているそうです。農地を探していて今回の申請地を見つけたようで自宅からも近いとのこと。農業意欲も高い方なので、取得されても特に問題ないと判断しました。

議長

5番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

森田推進委員

今回同じ土地に対して適格証明書の発行を求められているが、高く落札した方が取得するというのでしょうか。

事務局

最も高い金額で入札した方が、買い受ける資格を得ることです。この証明書は競売に参加する際に求められるものです。発行したからといって必ず競売に参加されるかは不明ですが、以前も同じ土地でこの証明書を発行していますので、複数名に対して証明書を発行している状況です。

吉濱推進委員

競売の入札日時は1月の中旬と申請者の方には聞いておりますので、以前に申請された方も含め競売には複数名が参加されると思います。

森田推進委員

競売への参加の目的のためにこの証明書を農業委員会では発行するという事によるのでしょうか。

事務局

少なくとも申請の段階では競売に参加したいということで受付をしています。

議長

他に何か質問等がありますか

小山推進委員

この証明書は今回の競売にのみ有効なのでしょうか。

事務局

この証明書につきましては、申請者がその土地の競売に参加されるために発行するものなので、他の競売に参加される場合には改めてこの証明書を求めていただくこととなります。

議長

他に意見、質問等がありますか。無いようですので、5番について証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、5番は証明発行することと決定します。

続いて、第3号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。24番について、事務局から説明してください。

事務局

申請者は港北区小机町周辺で親とともに農業を続けてきましたが、両親の高齢化に伴い農業経営の縮小を検討していました。そこに建設業を営む法人から申請地を資材置場として利用したいと申し入れがあったため転用します。申請者は申請地以外に2か所農地を持っていますが、一つは自宅の隣でハウスがあり、もう一つは新羽の農用地でどちらも耕作もしやすいため、その二つでは営農を継続します。

借受法人は神奈川・東京で建設業を行っている会社です。今までは自社の資材置場を持たず都筑区東方町、池辺町、鶴見区獅子ヶ谷二丁目にある取引先や提携先の資材置場を間借りして資材を置いていましたが、地主から立ち退きの申し入れがあり、新たな資材置場を探していました。取引先の多い都筑区から近く、面積、前面道路幅の立地条件も希望と合致したのは申請地のみでした。

立地基準は第2種農地です。申請地は市街化区域から500m以内にあり、10ha以上の集団農地には含まれません。

雨水は砂利敷きにより自然浸透させます。周囲は宅地と農地に囲まれており、隣接境界は高さ30センチの土留め鋼板を設置します。隣接農地地権者にもその内容で了承を得ています。申請地の入口は現在活用されていない幅2.7メートルの水路がありますが、自費で碎石で埋め戻し、コンクリートのスロープを入口に設置することで2tトラックが出入りできるよう施工することを港北土木事務所と調整しています。

所有農地に違反転用はありません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長

24番について、地区担当の大塚委員の意見はいかがですか。

大塚委員

前から話を聞いており、問題ないと思われま。

議長

24番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、24番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、24番は許可相当とし市に進達します。

続いて、25番について、事務局から説明してください。

事務局

申請者は労働力不足から耕作ができていない申請地の有効活用を考えていたところ、住宅リフォーム業を営む法人から駐車場としての借受要望があったため、転用するものです。

借受法人は緑区・都筑区を中心に活動していますが、都筑区の現場数が継続的に増加しているため、都筑区内で業務用車両の置場を探していました。

申請地は従業員の居住地からアクセスが良く、増車予定の車両も含めて駐車できる規模のため選ばれました。

立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水管が埋設されており、500m以内に街区公園（茅ヶ崎東つくし公園・茅ヶ崎東れんげ公園）があります。

雨水は砂利敷きにより自然浸透させます。周囲は宅地と道路に囲まれており、農地はありませんが、北側民家との境は高さ30センチの土留め鋼板を設置します。

所有農地に違反転用はありません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長

25番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。

吉野推進委員

事務局と現地を確認しました。特に問題ないと思います。

議長

25番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、25番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、25番は許可相当とし市に進達します。

続いて、第4号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。27番について、事務局から説明してください。

事務局

譲受人は自動車部品を主にインターネットにより販売している法人です。全国でオートキャンプ場が増えており、キャンピングカーの需要が高まっています。このため、キャンピングカーの展示販売を行う駐車場として転用する計画です。キャンピングカー10種類10台と来客用駐車場4台を駐車できる面積で、事務所から20分以内、ICから10分以内、前面道路幅6m以上の条件を満たす土地が申請地しかありませんでした。前面は私道ですが、進入路として使用可能とのことでした。

立地基準は第2種農地です。農地の規模が10ha未満で市街化区域から500m以内です。

隣接する農地はありません。敷地はアスファルト敷とし雨水はU字溝から北側水路へ放流します。南側通路にはコンクリートブロック3段とフェンス、東西の境界には万能鋼板が既にあります。北側と東側法面には防草シートを張ります。

所有農地に違反転用はありません。

他法令との調整もありません。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。

議長

27番について、地区担当の佐藤推進委員の意見はいかがですか。

佐藤推進委員	現地を確認しました。資材置場に挟まれた農地であり、特に問題ないと思います。
議長	27 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、27 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、27 番は許可相当とし市に進達します。 続いて、28 番について、事務局から説明してください。
事務局	譲受人は、現在、妻子とともに本家住宅に住んでいます。本家には両親や兄家族を含めて 10 人で同居しており、子の成長に伴い手狭になってきたことから、自己住宅の建築を検討していました。 申請地は本家や子の保育園に近いため都合がよく、他に建築可能な土地もないため、選ばれました。申請地の面積は、分家住宅の敷地規模基準である 125 m ² 以上 300 m ² 未満である 198.63 m ² です。 立地基準は、第 3 種農地です。申請地から 300m 以内に東山田駅があります。 敷地内は土の状態のまま転圧し、雨水は自然浸透とします。建物内の雨水・汚水については、前面道路の公共下水道に接続し排出します。 北・西側の残農地との境と南側の河川管理通路との境及び東側には、コンクリートブロック 4 段及びフェンスを設置します。北東側の車両の出入部分には間口を設けません。 譲受人及び譲渡人に農地法上の違反はありません。 建築許可申請は、12 月 5 日に建築局調整区域課で受付済みです。 計画は妥当であり、適切な被害防除も行われることから許可相当と考えます。
議長	28 番について、地区担当の加藤委員が欠席のため、小山推進委員の意見はいかがですか。
小山推進委員	加藤委員から問題ないと聞いています。
議長	28 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、28 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、28 番は許可相当とし市に進達します。

続いて、29 番について、事務局から説明してください。

事務局

譲受人は申請地の隣接地に本店があり、神奈川県全域を対象にガラス工事業、建具工事業を営む法人です。現在、協力会社や来客用の駐車場がないため、隣接地に駐車場を希望していました。また、従業員駐車場を近隣に賃借していますが業務効率化から隣接地へ移動したいこと、及び増員予定があることから、10台分の駐車場が必要です。さらに、現在使用している資材置場が手狭で危険であり、一部を申請地へ移す必要があることから農地転用申請するものです。

立地基準は第3種農地です。前面道路に上下水が敷設されており、500m以内に中川八幡山公園、中川ききょう公園があります。

隣接する農地はありません。敷地は法面以外砂利敷とし雨水は自然浸透とします。敷地境界又は法上にコンクリートブロック1段を設置します。

所有農地に違反転用はありません。

他法令との調整について、登記簿面積は1,000㎡を超えていますが、砂利敷面積が1,000㎡未満のため、雨水浸透阻害行為の許可は不要であることを道路局河川管理課へ確認済です。

計画は妥当であり、適切な被害防除も行われるので、許可相当として進達します。

議長

29番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。

吉野推進委員

現地を確認しました。特に問題ないと思います。

議長

29 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、29 番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、29 番は許可相当とし市に進達します。

続いて、第5号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。52番から60番までについて、事務局から説明してください。

事務局

52番について、立地基準は第3種農地です。前所有者の農林水産省が不要地認定して財務省へ所管換されており、現況も位置、形状等からみて、耕作不適地であることを確認しました。

53番について、立地基準は第3種農地です。10年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。

54番について、立地基準は第3種農地です。10年間駐車場及び建物敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。

55番について、立地基準は第2種農地です。15年間住宅敷地として使用されている

ことを航空写真で確認しました。

56番について、立地基準は第2種農地です。10年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。

57番について、立地基準は第3種農地です。10年間資材置場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。

58番について、立地基準は第3種農地です。10年間駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。

59番について、立地基準は第3種農地です。10年間住宅敷地として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。

60番について、立地基準は第3種農地です。10年間駐車場として使用されていることを土地課税台帳登録事項証明書で確認しました。

議長

52番から60番までについて、委員の意見、質問等がありますか。

森田推進委員

52番について、小田原などには急傾斜のミカン畑がある。財務省が所管していると言うだけで耕作不適地と認定するのは問題ではないでしょうか。本来は畑として管理する義務があるのではないですか。

事務局

農林水産省が所有している農地は農林水産省が耕作者を探さなくてはなりません。申請地は長い間見つけることができず不要地認定をして財務省へ所管換した土地です。地区農業委員が現地を確認したところ、農地の連坦性は無く不整形な形状であるうえ、ほとんどが急勾配であり平坦なところも農業機械が進入できない状況ではないため、耕作不適と判断したものです。財務省が所管していても農地として認められる土地には非農地証明は発行できません。

栗原茂
推進委員

耕作不適地の非農地証明の発行にあたり要綱や判断基準等があり、それと照らし合わせて判断したのではないですか。

事務局

農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に「位置、面積、形状等からみて、農地として耕作の用に供することができないもの」と記載があります。具体的に数値で規定されていないわけではないため一件ごとに判断するしかありませんが、今回の土地については前述の判断で非農地の議案として載せています。

議長

それでは議事を進めさせていただきます。52番から60番までについては承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長

賛成多数のため、52番から60番までにつきまして証明交付とします。

続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。16番について、事務局から説明してください。

事務局	<p>こちらの案件につきましては、11月21日に地区担当委員の加藤委員と対象者と立会いを行いました。現地調査の結果、対象の農地は良好に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に利用されている旨を報告したいと考えています。</p>
議長	地区担当の加藤委員が欠席のため、小山推進委員の意見はいかがですか。
小山推進委員	加藤委員から連絡をいただきまして、問題ないと聞いています。
議長	<p>16番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>意見等が無いようですので、16番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	(挙手)
議長	賛成多数と認め、16番は適正に利用されていることを神奈川税務署に報告します。続いて、17番について事務局から説明してください。
事務局	<p>こちらの案件につきましては、11月24日に対象者と吉野委員と事務局で立会いを行いました。現地調査の結果、主にクリやタケノコを栽培する農地として良好に管理されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、適正に利用されている旨を報告したいと考えています。</p>
議長	17番について、地区担当の吉野推進委員の意見はいかがですか。
吉野推進委員	現地は適正に管理されていまして。
議長	17番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
坂田委員	特例適用農地の面積を見ると除外されている部分がありますが、何が除外されていたのですか。
事務局	倉庫部分です。
議長	他に意見、質問等がありますか。無いようですので、17番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	(挙手)

議長

賛成多数と認め、17番は適正に利用されていることを緑税務署に報告します。
続いて、第7号議案「農地造成工事の承認について」4番について、事務局から説明してください。

事務局

今回の申請地は現況田ですが、今後露地野菜栽培へ移行したいとのことで、約1,500㎡の土を搬入して、畑として整えることが目的です。申請地は西側に道路、北側は水路に接した土地です。隣接地権者、地域の水利組合から同意を得ております。
搬入土は東京都世田谷区から申請地西側の公道を通り搬入します。馬入れ部分を除いて四方向全ての境界手前に鋼板を設置します。また、筆の中に畑地灌漑の立ち上がり水栓がありますが、今回の農地造成では手を加えません。
以上、計画は妥当と考えますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

4番について、地区担当の齊藤春美推進委員の意見はいかがですか。

齊藤春美
推進委員

先日現地を確認しました。施工業者は何回も造成工事をしてはいますが、非常に丁寧な工事をする業者で、搬入土に関しても問題ないと思います。

議長

4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、4番については承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、4番は承認と決定します。
続いて、第8号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。12番について、事務局から説明してください。

事務局

令和4年6月28日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申し出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申し出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。

議長

12番について、地区担当の関戸委員の意見はいかがですか。

関戸委員

主たる従事者は数年前まではご自身で農地の管理をされていました。その後はご家族の方と管理をしていたそうです。特に問題はありません。

議長

12番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、12番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、12番は証明交付と決定します。
続いて、13番について、事務局から説明してください。

事務局 令和4年7月13日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。

議長 13番について、地区担当の加藤委員が欠席のため、小山推進委員の意見はいかがですか。

小山推進委員 加藤委員から問題ないと報告を受けております。

議長 13番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、13番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、13番は証明交付と決定します。
続いて、14番について、事務局から説明してください。

事務局 証明対象者である願出人について、市に対して診断書が提出され、令和4年11月28日に市から故障認定の通知が発行されました。以上により今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者の故障のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。

地区担当の齋藤公推進委員の方から聞き取りを行っていただきました。よく知る方だということで、今年の2月までは主たる従事者が耕作をされていたとのことです。

議長 地区担当の齋藤公推進委員が本日急遽お休みということで事務局の方から説明しました。

14番について、他の委員の意見、質問等がありますか。

無いようですので、14 番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、14 番は証明交付と決定します。
続いて、15 番について、事務局から説明してください。

事務局 令和4年9月18日に所有者が死亡しています。今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願い出たものです。この件は所有者が死亡のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。

議長 15 番について、地区担当の関戸委員の意見はいかがですか。

関戸委員 現地を確認し、願出人とも話しました。昨年の中頃から病気がひどくなり動けなくなったそうですが、それまでは農地に通って管理をしていたそうです。

議長 15 番について、他の委員の意見、質問等がありますか。
無いようですので、15 番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 賛成多数と認め、15 番は証明交付と決定します。
続いて、第9号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」審議します。12 番から 31 番について事務局から説明してください。

事務局 市長から農業者へあっせんの協力依頼がありましたので情報提供します。主たる従事者証明を発行したのは12番だけで、他は生産緑地指定から30年経過したことにより主たる従事者証明を発行せず買取申出を行ったものです。買取希望がある場合は、令和5年1月5日(木)を期限として事務局までご連絡ください。

議長 12 番から 31 番について、あっせんに協力します。
続いて、第10号議案「横浜農業振興地域整備計画の第90回農用地利用計画変更について」審議します。農政推進担当から説明してください。

農政推進担当 案件説明に移る前に、議案の趣旨をご説明いたします。
横浜農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、横浜市

が作る計画で、その中の農用地利用計画で、農地として利用すべき農用地区域を一筆ごとに定めています。

農振法施行規則第3条で、農用地利用計画を定める時や変更する時には、当該市町村長は、農業委員会の意見を聴くものとする、とされています。

今回は、北部農政事務所管内で農用地の除外の案件が2件あるため、意見照会いたします。

案件番号767は、分家住宅建設に伴う除外で、場所は保土ヶ谷区峰沢町、面積は119.22㎡です。この案件は、以前分家住宅を建設した世帯からの分家になり、都市計画法上は分家に該当しないため、古くから建物があった部分を都市計画の線引き前からの既存宅地として扱うこととしたため、敷地面積が建築局調整区域課で認められた面積になっています。

案件番号768も、分家住宅建設に伴う除外で、場所は旭区川島町、面積は299.99㎡です。この案件は、都市計画法上も分家要件ありと認められたものです。

意見回答期限は令和5年1月10日です。

農業振興地域の整備に関する法律の要件については、農政事務所および農政推進課で確認した上で、農政部内審査会を経て本日の意見照会となっております。

なお、当案件の内容については、地区担当の内田委員と白井委員に事前に確認いただいています。

議長

第10号議案について、意見、質問等がありますか。

無いようですので、第10号議案について議案書どおりとすることに賛成の方は挙手をお願いします。

委員

(挙手)

議長

賛成多数と認め、第10号議案は議案書通りとします。

以上で、議事については終了しましたので、報告事項第1号から第8号について、野路委員をお願いします。

森田推進委員

報告にうつる前によろしいでしょうか。先ほどの耕作不的判断による非農地の件ですが、文章だけだと分かりづらいので今後の参考として現況の写真を見せてもらいたいです。

事務局

承知しました。来月総会の際に現況写真をお見せいたします。

議長

よろしくをお願いします。

野路委員

それでは報告事項にうつります

報告事項第1号から第8号について、事務局から説明をしてください。

事務局	報告事項第1号から第8号まで、議案書のとおり一括報告。
野路委員	ただいまの報告につきまして、意見、質問等がありますか。
森田推進委員	第8号報告の推進委員選定基準についてですが、地域から推薦を受けた人に対してやや適していないなどの点数付けをして良いのでしょうか。
事務局	定数を超えた申込みがあった場合には、選定するための点数付けは必要になります。点数付けをする際の適している、適していない等の表現方法については次回選定基準を定める際に検討したいと思います。
坂田委員	この表現は何を根拠に決めたのでしょうか。 表現の仕方は検討しないといけないと思います。
事務局	特に根拠はありません。あくまで点数付けのために定めたもので、この表現でなければいけないものではありません。
議長	定員を超過した場合何らかの方法で点数付けをして選定する必要があります。どういう採点の仕方をしたか問われた場合に基準がありますという説明をする必要があります。
野路委員	事務局の方で評価の方法等については検討してください。 他に意見、質問等がありますか。
小池委員	生産緑地のあっせん協力の関係ですが、特定生産緑地の申込みをせずに買取申出をするのがどの程度あるか把握はしていますか。
事務局	平成4年の指定の内、1割程度が特定生産緑地の申込みをしていないと聞いております。
小池委員	1割というのは面積ですか。
事務局	面積ではなく箇所数です。5年かけて固定資産税が上がっていくので、この1、2年のうちにその1割の方が何らかの手続きをすると想定しています。
野路委員	その他にありますか。無いようですので、報告事項第1号から第8号までを了承とします。 これをもちまして、第30回総会を終了します。 (午後4時5分開会)

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和4年12月26日開催 第30回総会出欠状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	角田昇	会長	出席	議長
2	野路幸子	会長職務代理者	出席	
3	金子利一		出席	議事録署名人
4	坂田清一		出席	議事録署名人
5	加藤保		欠席	
6	栗原智		出席	
7	守谷弘	連合会監事	出席	
8	大立尚登	連合会理事	出席	
9	阿部敏		出席	
10	大澤博		出席	
11	岡部弘		欠席	
12	河原俊一	連合会理事	出席	
13	大塚喜彦		出席	
14	関戸裕一		出席	
15	平本武夫		出席	
16	小池誠一郎		出席	
17	小川名重典	連合会理事	出席	
18	白井秀幸		欠席	
19	小島重信		出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出欠状況	備考
1	荻野清		出席	
2	栗原茂		出席	
3	小山正博	連合会理事	出席	
4	齋藤公		欠席	
5	鈴木輝雄	連合会理事	出席	
6	永島善範		欠席	
7	根本栄治		出席	
8	吉野幸弘		出席	
9	飯田清		出席	
10	内田□一		出席	
11	大矢勝		出席	
12	小原甲史		出席	
13	齋藤春美		出席	
14	佐藤孝春		出席	
15	新川和生		出席	
16	森田喜八郎		出席	
17	吉濱勝	連合会理事	出席	

その他会議に出席した関係者の氏名：なし